

## 次の欧州のオーガニック政策

南埜 幸信

「みどりの食料システム戦略」は昨年策定され、今年の国会で関連法案が通過しました。

この政策は、欧州の新しい食品産業政策「Farm To Fork 戦略」をモデルとしていると言われていています。

欧州委員会は 2020 年 5月20日に農場から食卓までを意味した「Farm to Fork 戦略」（以下、FTF 戦略）を発表し、欧州の今後の食品行政の大きな方向性を示しました。

2019 年 12月に発表された「欧州グリーン・ディール政策」を食品産業の分野をより具体化し、同政策の中核に位置付けました。

従来重視してきた欧州の食品行政の「環境」「持続性」といった価値を一段と明確化し、今後の対応を加速化した形です。

FTF 戦略では、大きく 3つの目標を掲げていますが具体的には下記のとおりとなっています。

- ① 欧州のフードシステムの環境・気候変動フットプリントを削減し、フードシステムの自発的な回復力（resilience）を強化する
- ② 気候変動や生物多様性の喪失に直面 する中、食の安全保障を確保する
- ③ 競争力と持続可能性の両立の世界的な移行（transition）をリードする

そして目標の達成により、具体的には以下の実現を目指すとしています。

- ① フードシステムが依拠する土壌、淡水資源、海洋資源の保護・回復
- ② 気候変動の緩和とその影響への適応
- ③ 土地、土壌、水、空気の保護、動植物衛生、動物福祉の確保

また、そのことにより

- ① 生物多様性の回復を実現し、食料の生産・輸送・流通・販売・消費を含むフードチェーンが環境に中立または良い影響を与えるよう働きかける
- ② アレルギーや食の好みを考慮し、食の安全や質、動物福祉の水準を高く保ちつつ栄養持続可能な食に誰もが十分にアクセスできる状態を確保する

- ③ 単一市場の統一性を確保した上で欧州の食品供給部門の競争力の発揮、フェアトレードの推進、新しいビジネス機会の創造を実現し、究極的に最も持続可能な食を最も購入しやすくなるようサプライチェーンの中で公平な経済的見返りを生み出しつつ、食への手頃なアクセスを確保する

以上の3つを実現した状態への「移行（transition）」を加速させるため、欧州委員会は2023年の期中に持続可能なフードシステムの法的枠組みを提案するとしました。

この「移行」に当たり生産・流通・消費の各段階で取り組むべき事項としてFTF戦略に示されている内容を順に解説します。

今後、これらの内容が順次法制化されていくと予測されています。

#### ① 持続可能な食料生産の確立

フードチェーンの最上流に当たるのが、第一次産業です。

その第一次産業を持続可能なものとするために必要な事項として農業と林業を通じた炭素隔離とバイオ・エコノミーへの移行を掲げました。

バイオ・エコノミーとは、バイオ肥料やバイオエネルギー、バイオケミカルといった生物由来資源を中核とした気候中立的な循環型経済を意味します。

また化学農薬の使用削減も掲げ、化学農薬の総使用量とその使用に伴うリスクを2030年までに半減させるための追加的措置を実施するとしています。

抗生物質耐性菌についても目標を設定し、家畜と水産養殖向けの抗生物質の販売は欧州全体で2030年までに50%削減を計画します。

動物福祉についても言及し、最新の科学的証拠に基づき動物の輸送や食肉処理に関する法律を改正します。

また、食品のラベル表示に動物福祉に関する内容を追加することを検討するとしています。

有機食品市場の拡大についても取り上げられました。

欧州委員会は、加盟国が有機食品の需要と供給の双方を促進し2030年までに欧州の農地の少なくとも25%が有機農地となるよう有機食品に関する行動計画を進めるとしました。

以上を実行し達成するために共通農業政策（CAP）を通じた支援を導入する。加えて、持続可能な水産養殖に関する各加盟国の計画策定を支援する欧州ガイドラインを採択しました。

これは陸上での動物生産よりも養殖魚や水産食品の方が環境負荷が小さいため、具体的に欧州海洋漁業基金による支援、藻類産業のサポートといった措置を講ずるとしています。

## ② 食の安全保障の確保

新型コロナウイルスの流行により労働者不足や消費パターンの変化など食料システムの様々な課題が明らかになりました。

こうした点も踏まえ、緊急時における食の安定供給や安全を確保するための対策を策定するとしました。

## ③ 持続可能な食品加工・卸売り・小売り・ホスピタリティー・フードサービスの促進

食品加工、卸・小売り、フードサービスといった部門について以下の内容を提起しています。

まず、食品事業者・業界に対して、環境フットプリントを削減するための道筋を示す対応を求めています。

例えば、健康的で持続可能な食品の選択肢や安価で入手しやすいものを増やすこととしています。

また、エネルギー効率の強化、社会的弱者や健康面で不安を抱える人のニーズをくみ取ったマーケティング戦略に改めることや食品の値引き販売によって人々の食品に対する価値感を過少にさせないことや又、梱包（こんぼう）を減らすこと等といった対応を求めています。

梱包の削減は、新しい循環経済行動プラン（2020年6月4日付地域・分析レポート参照）に即したものにする必要があります。

とりわけ肉類に関して「非常に低い価格で宣伝するキャンペーンは避けなければならない」とし、消費抑制の方向性を明確にしています。

欧州委員会は、上記に関する食品事業者の取り組みをモニタリングし、不十分な場合は法制上の措置を検討します。

例えば、食品事業者の企業戦略の中に持続可能性を含めることを求めることや脂肪や糖、塩分の多い食品の販売促進を制限するために「栄養プロフィール制度」の導入を検討すること等に取り組むとしています。

栄養プロフィールとは、栄養構成に応じて各食品をスコア化し、一目でその食品の健康レベルや栄養レベルが分かるようにするものとしています。

欧州では、2006年に食品の栄養や健康に関する強調表示に関する「欧州議会・理事会規則(EC)No1924/2006」が成立した際、2009年1月までに栄養プロフィール制度を導入することとされました。

しかし、全ての食品を統一的にスコア化する基準作成の難しさから未だ実現に至っていません。

他方、フランスやベルギーなど一部の加盟国では欧州の統一基準を待たずに独自の栄養プロフィール制度を既に導入済みとなっています。

このため欧州としては、栄養プロフィールの域内共通ルールを早急に作成する必要があります。

そこで今回のFTF戦略によって改めて道筋を示されることになりました。FTF戦略では、2022年第4四半期（10～12月）までに域内共通の栄養プロフィール制度を法制化するとしました。

欧州全域で同制度が義務化されれば、欧州域外からの輸入食品にも同様のスコアを付すことが求められ、欧州向けに食品を輸出する事業者は対応が求められることとなります。